

# 虐待防止のための指針

## 1、虐待防止に関する基本的な考え方

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。又、その為の基本的な考え方として本指針を定め、職員一人一人が障害者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐように努めることとする。

## 2、虐待の定義

身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷や痣等の痛みを与えること。又、身体を縛りつけるなど過剰な行為によって身体の動きを抑制すること。</p> <p>【具体的な例】 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食物や飲み物を口に入れる、やけど、打撲、身体拘束(柱や椅子、ベッド等に縛りつける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンや繋ぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理都合で睡眠薬を服用させる等</p>
性的虐待	<p>性的な行為やそれを強要すること(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意か否かを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスをする、猥褻な言葉を発したり会話する、猥褻な映像を見せる、更衣やトイレ等の場면을覗いたり映像や画像を撮影する等</p>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】 「バカ」「あほ」等の障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れたい、子供扱いする、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する等</p>
放棄放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境、身体、精神的状態を悪化させること。</p> <p>【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態を悪化させる、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ゴミを放置したままにしてある等の劣悪な住環境の中で生活させる、病気や怪我をしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する等</p>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいは騙す等して)財産や年金の金銭を勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>

**【具体的な例】**

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分や運用する、日常生活に必要な金を渡さない又は使わせない、本人の同意なしに年金等の財産を管理して渡さない

### 3、虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 施設長の責務

- ①虐待内容及び原因解決策の責務
- ②虐待防止の為の当事者との話し合い
- ③虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止対策担当者の責務

- ①虐待防止検討委員会の開催
- ②虐待防止の為の指針作成と見直し周知
- ③虐待防止の為の研修会の実施

(3) 虐待防止検討委員会の責務

- ①利用者からの虐待通報の受付
- ②職員からの虐待通報の受付
- ③虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④虐待内容を施設長へ報告

### 4、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 研修の実施は年2回以上行います。又、新規採用時には必ず虐待の防止の為の研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容、研修資料、実施概要、出席者等を電磁的記録等により保存します。

当施設の職員は虐待・不適切な支援を未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。
- (2) 提供するサービスの点検、虐待に繋がりがかねない不適切な支援の改善、支援の質を高める取り組み
- (3) 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と支援等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み。
- (4) 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知する取り組み。

### 5、虐待発生時の報告・対応に関する基本方針

(1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者又は職員から虐待又はその疑いの通報があった場合は、本指針に沿って対応する。
- ② 利用者に対して虐待等が疑われる場合は、虐待防止対策担当者と施設長に速やかに報告するとともに、区市町村に報告し、速やかに解決に努める。
- ③ 緊急性の高い場合は、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(3) 虐待に対する職員の責務

- ① 施設内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待防止検討委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告し、施設長は虐待防止検討委員会を開催し速やかに区市町村に通報しなければならない。
- ③ 必要に応じて関係機関や地域住民等に対して説明して報告を行う。

## 6、当該指針の閲覧について

当指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表する。

## 7、その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護・虐待防止等のための職員研修の他、都道府県社会福祉協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ることとする。

## 附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する

株式会社グランドホールディングス  
児童発達支援・放課後等デイサービス Raphael

# 身体拘束等の適正化のための指針

## 1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止および適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

### (1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人、又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

#### ①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・検討結果の職員への周知
- ・身体拘束適正化に関する職員全体への啓発・指導

#### ②身体拘束適正化委員会の構成員

管理者、虐待防止マネージャー（児童発達支援管理責任者）、保育士、児童指導員、その他管理者が任命する

※この委員会の責任者は管理者とし、その時に参加可能な委員で構成する。

#### ③身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期（概ね3ヶ月に1回）開催します。
- ・必要時は随時開催します。

### 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育・研修を行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

### 4. 身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場

所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者の家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③記録と再検討

その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間以上保存することとします。

#### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者の家族に報告します。

### 5. 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、施設ホームページ（活動記録）において、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように公表します。

### 6. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、拘束を誘発する原因を探り除去する支援を心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を行い、改善を推進するものとする。また、拘束対策マニュアルは最新の知見に対応するよう、適時改訂を行ないます。

## 附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

株式会社グランドホールディングス  
児童発達支援・放課後等デイサービス Raphael

# 感染対策指針

当社（施設・事業所等）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

## 1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

## 2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

### （1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。  
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
  - イ) 利用者の健康管理
  - ロ) 職員の健康管理
  - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

### （2）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP） に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
  - ロ) 消毒
  - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
  - ニ) 濃厚接触者への対応
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
- イ) 医療機関：医療法人社団めぐみ会 田村クリニック（連絡先）042-356-0677
  - ロ) 保健所：南多摩保健所（連絡先）042-371-7661
  - ハ) 指定権者：東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課  
児童福祉施設（連絡先）03-5320-4374
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」を速やかに行う。
- イ)（役職：氏名）代表取締役 井上 大輔（連絡先）090-7875-7832

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、社内協議の決議により行う。

<附 則>

本方針は、令和4年4月1日から適用する。

株式会社グランドホールディングス  
児童発達支援・放課後等デイサービス Raphael